参考資料５　技術対話について

○ 技術対話とは

国土交通省において、工事の品質の向上を図ることを目的とし、技術的な工夫の余地が大きい工事において高度技術提案型総合評価方式が導入されている。高度技術提案型総合評価方式は、競争参加者に高度な技術提案を求め、技術提案を評価し、技術提案と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式である。

技術対話は、高度技術提案型総合評価方式の中で、より優れた技術提案とするために発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行う手続きとして位置づけられている。（下記フロー参照）

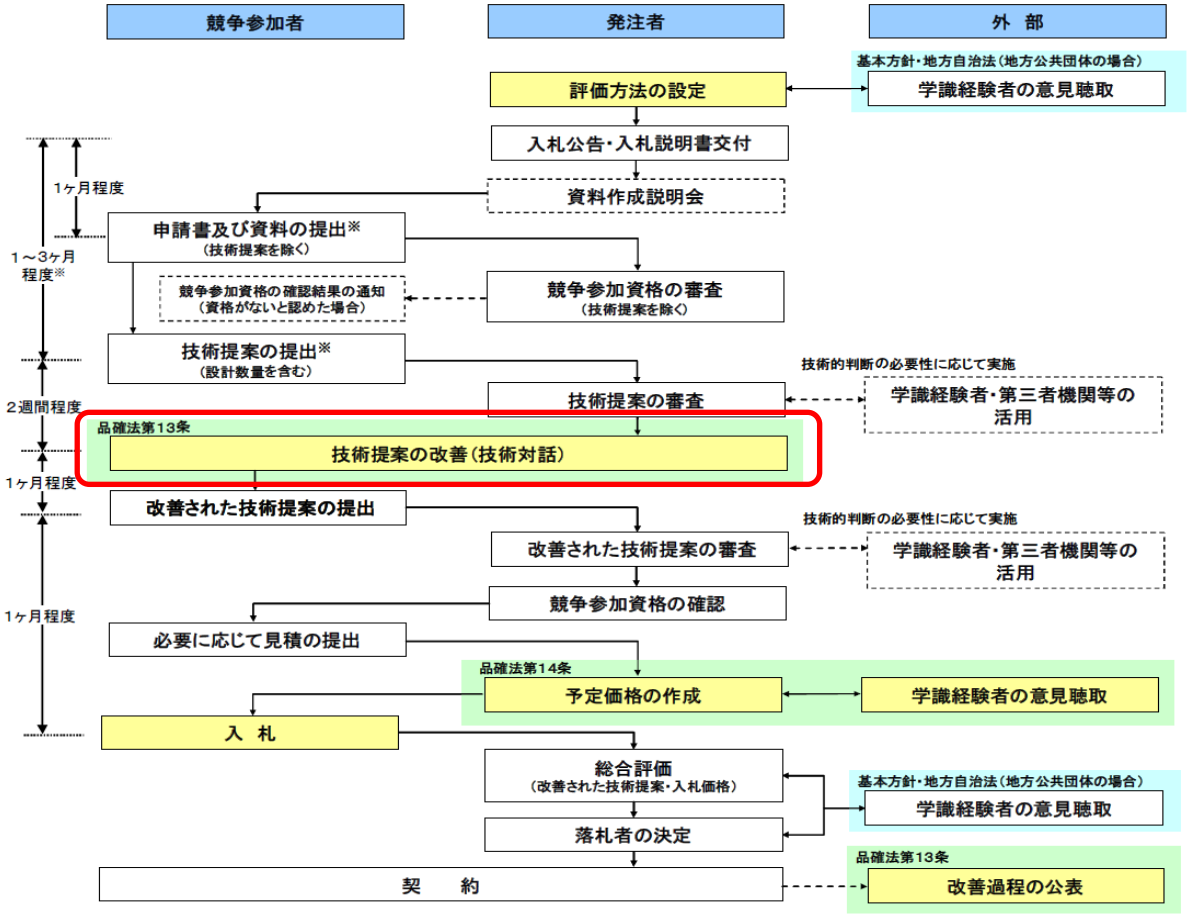

※　Ⅰ型及びⅡ型の場合は２～３ヶ月程度、Ⅲ型の場合は１～２ヶ月程度を基本とする。
なお、Ⅲ型において技術提案の提出までの期間を１ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

図 2-1　高度技術提案型の入札・契約手続フロー

○ 技術対話の趣旨

技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第 13 条）。

○ 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係わる施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

○ 技術対話の内容

技術対話において、発注者から競争参加者に提示する事項は以下に限るものとする。

・技術提案に係わる不備の指摘

・発注者からの提案:新たに技術手案をより向上させる可能性のある提案がある場合には、競争参加者間の公平性を確保しつつ提案を行うことも可能とする。

○ 技術対話の手順

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。

① 技術提案の確認：競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、当該工事の施工上の課題認識や技術提案の疑問点について質疑応答を行う。

② 技術提案に対する対話：技術提案の不備の指摘及び発注者からの提案を行う。発注者からの提案に拘束力はなく、提案の再提出はすべて競争参加者の責任において実施するものであることを確認する。

③ 自発的な技術提案の改善：発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付ける。

④ 文書による改善要請事項の提示：対話時又は対話の終了後速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

（出典：「高度技術提案型総合評価方式の手続きについて、平成 18 年 4 月、公共工事における総合評価方式活用検討委員会」より抜粋）